

副  
本

平成24年(ワ)第328号,平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和元年11月14日

## 上 申 書

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠

同

江 口 正 夫

同

池 田 秀 雄

同

長 原 悟

同

八 木 宏

同

濱 松 慎 治

同

川 島 慶

1

被告は、頭書事件につき、令和元年7月25日付け上申書提出以降の状況等について、以下のとおり申し述べる。

1 原子力規制委員会における新規制基準適合性審査の状況

(1) 第754回審査会合（令和元年8月1日）における審議

被告を含むBWR（沸騰水型軽水炉）を設置している事業者合同で、第742回審査会合（令和元年7月9日）までの審議に引き続き、原子炉等規制法43条の3の24に基づく保安規定変更に係る基本方針について審議が行われ、被告を含むBWR事業者は、第742回審査会合における原子力規制委員会からのコメント等に対して回答した。

(2) 第788回審査会合（令和元年10月25日）における審議

第728回審査会合（令和元年6月14日）までの審議を踏まえ、同年9月11日及び10月7日に被告と原子力規制庁との間で審査会合に向けたヒアリングが実施された。

上記各ヒアリングを経て、10月25日に開催された第788回審査会合において、被告は、敷地（陸域）の断層の活動性に係る調査・検討の結果を原子力規制委員会に説明した。

具体的には、第671回審査会合（平成31年1月18日）において、敷地（陸域）について、評価対象断層として6本の断層（S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7及びS-8）を選定することが了承されたことから、被告は、上記6本の断層につき、上載地層法及び鉱物脈法に係る調査を行った結果、いずれも後期更新世（12万ないし13万年前）以降の活動性がないこと、すなわち、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを説明した。

特に、鉍物脈法による評価については、上記6本の断層の全てにつき、それぞれ新たにボーリング調査を実施した上で、ボーリングコア観察、CT画像観察、薄片観察を行い、各断層を横断する粘土鉍物脈を確認するとともに、それらの粘土鉍物につき、XRD（X線回折法）分析等の各種分析を実施して生成年代の詳細な検討を行った結果、鉍物脈は600万年以上前に生成され、ずれることなく断層を横断していることが確認されたことを説明した（別紙1の8頁※5及び別紙2の2，3段目参照）。

この点、敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合が示した「今後の課題」においても、S-1及びS-2・S-6を「横断する鉍物脈の有無（ある場合はその構成鉍物）」を確認することなどが求められていたことから、被告は、上記検討結果等に基づき、S-1及びS-2・S-6が新規規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことをあらためて説明した（別紙1の8頁※1参照）。

また、上載地層法による評価については、S-4北東部及びS-2・S-6北部において新たにボーリング調査等を実施するとともに、地層の堆積年代の判断について、現在の海岸の追加観察や文献調査によりその妥当性を補強し、各断層の上に堆積した地層が後期更新世以降ずれていないことがあらためて確認されたことを説明した（別紙1の8頁※2ないし4及び別紙2の3段目参照）。

これに対し、原子力規制委員会からは、断層を鉍物脈が横断している状況について、断層が生じ、鉍物脈が形成され、断層を横断した過程を詳しく説明することを求めるコメントがなされたほか、S-1について、より海側の地点でさらに詳細なデータの提示を求めるコメントがなされた（別紙2の3，4段目参照）。

また、会合後、原子力規制委員会の担当者は、S-1について、「(被告注：本件1号機建設時の)トレンチが現存せず、これ以上の議論は水掛け論になるので、反対の海側もきちっと見ておきたい」と述べたほか、「分厚い資料が出てきたのでデータは取っているのだろう。かなり準備しているのではないか」と述べた(別紙2の4, 5段目参照)。

## 2 今後の見通し

被告は、敷地(陸域)、敷地(海岸部)及び敷地周辺について調査・検討の結果を取りまとめ、令和元年9月以降、順次、原子力規制委員会に対し説明しているところである(別紙2の5段目参照)。

前記1のとおり、原子力規制委員会においては、本件原子力発電所敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、特に敷地内断層につき、被告が新たに実施した調査の結果を含む様々なデータに基づき審査が行われており、引き続き、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた審査が継続される見通しである。

被告は、今後も、審査会合及びヒアリングの内容について、その進捗に応じ、適宜、明らかにする予定である。

以 上

別紙1 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 敷地内断層の活動性評価(コメント回答)(抜粋。1ないし8頁)

(令和元年10月25日。原子力規制委員会ウェブサイト：

<http://www2.nsr.go.jp/data/000288086.pdf>)

別紙2 「北國新聞」令和元年10月26日(抜粋)

志賀原子力発電所2号炉  
敷地の地質・地質構造について

敷地内断層の活動性評価  
(コメント回答)

2019年10月25日  
北陸電力株式会社

当資料には商業機密または防核上の観点から公開できないデータを含んでいます。

 北陸電力株式会社

余白

# はじめに

- 当社では、「敷地の地質・地質構造」及び「敷地周辺の地形、地質・地質構造」に関する審査会合での審議を踏まえ、敷地（陸域）、敷地（海岸部）及び敷地周辺の3つのエリアに区分し、調査・検討を実施している。
- 本日は、敷地（陸域）の調査・検討とりまとめの結果について、説明する。

分類	説明内容	備考
敷地（陸域）	<p>敷地（陸域）の評価対象断層（S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7, S-8）の活動性評価</p> <p>&lt;第597回審査会合（2018年7月）以降に追加した主な調査・検討内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに評価対象断層に選定したS-5, S-7, S-8を含む全ての評価対象断層における鉱物脈法による評価（6地点）</li> <li>・変質鉱物の生成年代に関する詳細な検討</li> <li>・S-4北東部への連続性及び北東端の確認（ボーリング11本、表土はぎ2箇所）</li> <li>・S-2・S-6北部の連続性の確認（ボーリング5本）</li> </ul>	今回説明
敷地（海岸部）	敷地（海岸部）の評価対象断層の選定及び活動性評価	次回以降説明
敷地周辺	敷地を含む能登半島西海岸の地殻変動の評価（同地域の福浦断層、兜岩沖断層、基盤島沖断層、富来川南岸断層の活動性評価を含む）	次回以降説明

3

## 敷地の地質・地質構造に関するコメント一覧（未回答分）

区分	No.	コメント		回答	備考
		開催回	日付		
活動性評価（方針）	50	第597回	2018.7.6	活動性評価においては、既往資料である有識者会合報告書の評価について説明した上で、それと異なる見解を採用した場合には、その根拠を明示すること。また、調査地点の代表性の観点から整理すること。	今回説明
活動性評価（方針）	51	第597回	2018.7.6	活動性評価の方針について、申請時から今回までの経緯と変更内容について整理すること。	今回説明
活動性評価（海成段丘堆積物）	52	第597回	2018.7.6	海成段丘堆積物の認定について、えん堤左岸のデータも含め、最終的な海成段丘面の判断基準について整理すること。	今回説明
活動性評価（海成段丘堆積物）	53	第597回	2018.7.6	海成段丘面堆積物の特徴として示すインプリケーションについて、能登半島の海岸などでの実例を示すこと。	今回説明
活動性評価（鉱物脈）	54	第597回	2018.7.6	鉱物脈のうち、最新面を明確に横断しているとした碎屑岩脈については、その形成された年代を明確に示すこと。また、碎屑岩脈が低温下で形成されたものではないとする根拠についても示すこと。	今回説明
活動性評価（鉱物脈）	55	第597回	2018.7.6	鉱物脈のうち、粘土鉱物脈の評価については、まず、最新面を明確に横断していることを示すこと。その上で、粘土鉱脈が形成された年代を明確に示すこと。	今回説明
活動性評価（S-1）	56	第597回	2018.7.6	S-1北西部の旧A・Bトレンチに近い箇所、信頼性の高いデータを取得すること。	今回説明
活動性評価（S-2・S-6）	57	第597回	2018.7.6	No.2トレンチのS-2・S-6の走向がS-2・S-6の一般走向とずれているが、No.2トレンチの断層をS-2・S-6と評価した根拠について説明すること。	今回説明
活動性評価（S-2・S-6）	58	第597回	2018.7.6	No.2トレンチの標等の長軸の角度分布について、有識者会合の評価と異なっている点について説明すること。	今回説明
活動性評価（S-2・S-6）	59	第597回	2018.7.6	No.2トレンチの東傾斜の層理について、局所的な堆積構造と結論付けられているが、その根拠について説明すること。	今回説明
活動性評価（S-2・S-6）	60	第597回	2018.7.6	S-2・S-6周辺の岩盤上面の形状について、海側が隆起している傾向がないか、コンター図を作成するなどして説明すること。	今回説明
全般	28	第453回	2017.3.10	断層の端部を止めていない断層については、端部の状況を説明すること。S-4の北東端についても同様。	今回説明
活動性評価（S-4）	61	第597回	2018.7.6	S-4北東部の延伸について、従来から評価を変えた点について、整理して明確にすること。	今回説明
活動性評価（S-4）	62	第597回	2018.7.6	従来のS-4と35m盛トレンチの間の連続性を示すデータを整理して、35m盛トレンチでS-4とした断層が、従来のS-4から北東方に延長するものであることを説明すること。	今回説明
活動性評価（K-2, K-3）	63	第597回	2018.7.6	K-2, K-3の活動性について、後期更新世以降の活動を明確に否定する証拠を示すこと。	次回以降説明予定
活動性評価（K-2, K-3）	64	第597回	2018.7.6	K-2, K-3について、全線が固結した破砕部というが、取水路トンネルでは粘土を含む破砕部があったり、ボーリングデータで割れている状況もある。深部方向のデータを充実すること。	次回以降説明予定
活動性評価（K-2, K-3）	65	第597回	2018.7.6	K-2について、岩石が延性的に変形したとしており、これは高温環境と考えられるが、一方でアルバイト化はしておらず、高温環境でないという評価している。変形の形態についても詳細な観察を行い、温度環境に矛盾がないように説明すること。	次回以降説明予定
評価対象断層の選定	75	第671回	2019.1.18	選定フローのステップ2において、走向で系統分けしているが、各断層の傾斜方向や運動方向、破砕部の性状を踏まえ、走向のみで系統分けができるとした根拠・プロセスを示すこと。	次回以降説明予定
評価対象断層の選定	76	第671回	2019.1.18	海岸部の断層評価について、取水路トンネルの既存の調査データや追加ボーリングデータなどにより、以下の点について、整理すること。 ・重要施設である取水路トンネルの設置面における断層の分布と評価対象とする断層の選定根拠 ・追加ボーリングで確認されている破砕部の連続性	次回以降説明予定
評価対象断層の選定	77	第671回	2019.1.18	K-2とK-1, K-4, K-5の新旧関係の評価を行うのであれば、会合におけるひきずりや変位量、切り合い関係の整合性の点から、新旧関係を明確に判断できる根拠を示すこと。	次回以降説明予定
評価対象断層の選定	78	第671回	2019.1.18	K-5の延長方にある防潮堤基礎部の24ブロックの割れ目について、追加掘削により深部に連続しないと評価しているが、より鮮明なデータを示して説明性の向上を図ること。また、防潮堤設置時の法面写真について、写真の継ぎ目により断層の有無が判断できないため、断層の有無が判断できる資料を示すこと。	次回以降説明予定
全般	79	第671回	2019.1.18	資料構成について、過去の審査資料を含め議論に必要な資料を提示するとともに、資料の重要度や使用目的に応じて、補足説明資料や参考資料に階層化するなどの見直しを行うこと。	今回説明

4

# コメント回答の概要

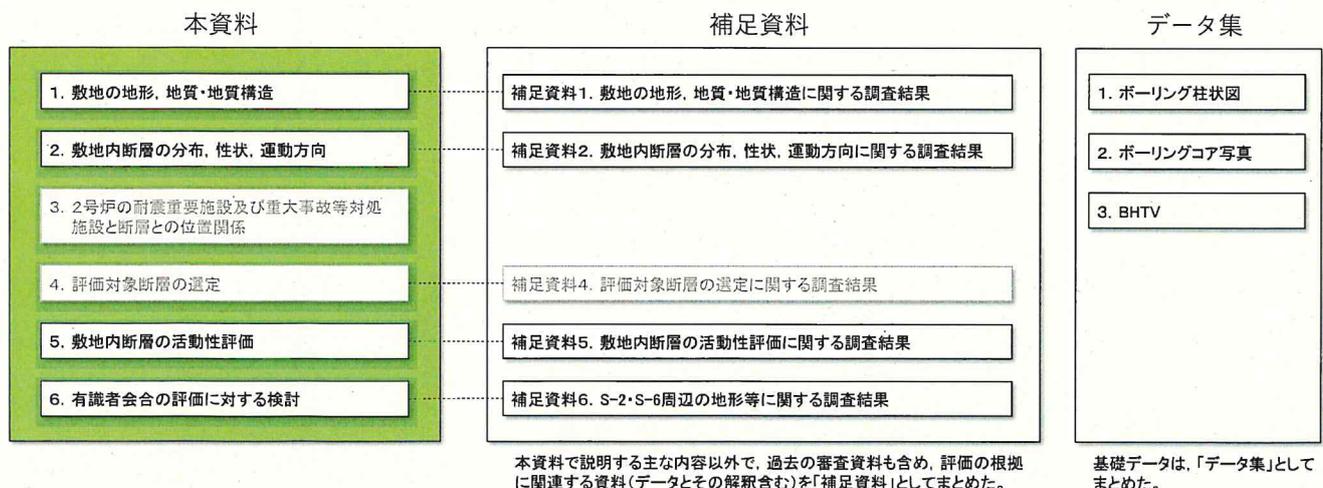
No	コメント	回答概要	記載頁
50	活動性評価においては、既往資料である有識者会合報告書の評価について説明した上で、それと異なる見解を採用した場合には、その根拠を明示すること。また、調査地点の代表的な観点から整理すること。	・有識者会合の評価については、今後の課題を踏まえた上で、当該評価の内容及び当社評価と異なる点に関して別途検討を行い、活動性評価の妥当性を示した。 ・S-1北西部の活動性については、旧A・Bトレンチ地下延長部で鉱物脈法による評価を行い、S-2・S-6地下延長部の断層の活動については、S-2・S-6及びその上盤側にあるせん断面(S-7、S-8)に対して鉱物脈法による評価を行った。	6.1 (P.302) 6.2 (P.324)
51	活動性評価の方針について、申請時から今回までの経緯と変更内容について整理すること。	・活動性評価の方針は、約12～13万年前以前の地形面又は地層が確認できる箇所まで上載地層法による評価を行い、鉱物脈法等による評価を行うとして、その変更経緯を示した。	P.7
52	海成段丘堆積物の認定について、えん堤左岸のデータも含め、最終的な海成段丘面の判断基準について整理すること。	・えん堤左岸トレンチのデータも含めて、堆積物について、分布の特徴及び現在の海浜堆積物の特徴との整合性から、海成であるかの判断を行った。	5.1.1 (P.103～108)
53	海成段丘面堆積物の特徴として示すインプリケーションについて、能登半島の海岸などでの実例を示すこと。	・能登半島西側に位置する敷地北方の礫浜において、扁平な礫が海側へ傾斜した覆瓦状構造(インプリケーション)を確認した。	5.1.1 (P.105)
54	鉱物脈のうち、最新面を明瞭に横断しているとした砕屑岩脈については、その形成された年代を明確に示すこと。また、砕屑岩脈が低温で形成されたものではないとする根拠についても示すこと。	・砕屑岩脈の形成年代については、明確に判断できないことから、砕屑岩脈は、活動性評価の根拠としては用いないこととした。	5.2 (P.167)
55	鉱物脈のうち、粘土鉱物脈の評価については、まず、最新面を明瞭に横断していることを示すこと。その上で、粘土鉱物脈が形成された年代を明確に示すこと。	・最新面の認定方法について再整理するとともに、最新面を明瞭に横断していることを示すため、新たな薄片試料を追加した。最新面を横断する形状について、スケッチや拡大写真などで示し、流動化により注入された脈でないことも含めて確認した。 ・粘土鉱物脈の形成年代については、粘土分を濃集したXRD分析やEPMA分析などにより構成鉱物を確認し、その生成環境から形成年代が6Ma以前であることを明確化した。	5.1.2(2)(P.163) 5.2.3(P.181～189) 5.3.3(P.202～228) 5.4.3(P.241～254) 5.5.2(P.264～267) 5.6.2(P.274～282) 5.7.2(P.289～297) 5.1.2(1)(P.148～161)
56	S-1北西部の旧A・Bトレンチに近い箇所で、信頼性の高いデータを取得すること。	・S-1北西部の旧A・Bトレンチに近いK-10.3SW孔において、新たに鉱物脈法による活動性評価を実施し、6Ma以前に形成された鉱物脈がS-1の最新面を明確に横断することを確認した。	5.2.3 (P.181～189)
57	No.2トレンチのS-2・S-6の走向がS-2・S-6の一般走向とずれているが、No.2トレンチの断層をS-2・S-6と評価した根拠について説明すること。	・追加ボーリング調査によりS-2・S-6の詳細位置等を確認し、No.2トレンチの破砕部はS-2・S-6であることを再確認した。	2.4(4) (P.83～87)
58	No.2トレンチの礫等の長軸の角度分布について、有識者会合の評価と異なっている点について説明すること。	・有識者会合が礫の長軸の東傾斜を指摘した箇所は、北面の一部箇所であり、有識者会合が指摘した箇所以外(No.2トレンチ南北両面及びNo.3トレンチ南面)において礫の長軸の角度分布解析を実施した結果、礫等の長軸が一律に山側(東側)傾斜する傾向は認められない。	6.2.2 (P.340～342)
59	No.2トレンチの東傾斜の層理について、局所的な堆積構造と結論付けられているが、その根拠について説明すること。	・No.2トレンチの層理の傾斜についてより広域的に検討を行った結果、地表付近の上部更新統に変形は認められない。	6.2 (P.324)
60	S-2・S-6周辺の岩盤上面の形状について、海側が隆起している傾向がないか、コンター図を作成するなどして説明すること。	・建設時のボーリングデータ等に基づき、岩盤上面標高のコンター図を作成したところ、S-2・S-6付近の岩盤上面の形状は、海側が一様に高まるないしは減傾斜する傾向は認められない。	6.2.1 (P.328)
28	断層の端部を止めていない断層については、端部の状況を説明すること。S-4の北東端についても同様。	・設置変更許可申請時は、シームが認められなくなる箇所をS-4の北東端としていた。 ・今回、S-4北東部において、追加のボーリング調査等を実施した結果、北東方に破砕部が連続することを確認した。 ・さらに、延長方で実施したボーリング調査により、S-4の北東端を確認した。 ・上記の調査結果を踏まえ、従来シームが連続しないと評価していたグリッドボーリング等のデータの再見直しを行い、破砕部が連続すると評価した。	2.4(3) (P.73～81)
61	S-4北東部の延伸について、従来から評価を変えた点について、整理して明確にすること。		
62	従来のS-4と35m盤トレンチの間の連続性を示すデータを整理して、35m盤トレンチでS-4とした断層が、従来のS-4から北東方に延長するものであることを説明すること。		
79	資料構成について、過去の審査資料を含め議論に必要な資料を提示するとともに資料の重要度や使用目的に応じて、補足説明資料や参考資料に階層化するなどの見直しを行うこと。	・本資料で説明する主な内容以外で、過去の審査資料も含め、評価の根拠に関連する資料(データとその解釈含む)を「補足資料」とし、基礎データは「データ集」としてまとめた。	P.6

5

## 「敷地の地質・地質構造」の審査資料の全体構成

コメントNo.79の回答

- 審査資料を「本資料」、「補足資料」、「データ集」の3階層に区分し、以下の構成とした。
- なお、有識者会合の評価に対する検討は、6章に取りまとめた。



・ 3章、4章、補足資料4及び「補足資料2のうち敷地(海岸部)の断層に関する資料」は、今回添付していない。  
・ 上記については、敷地(海岸部)の断層についての調査結果を整理し、次回以降説明・添付予定。

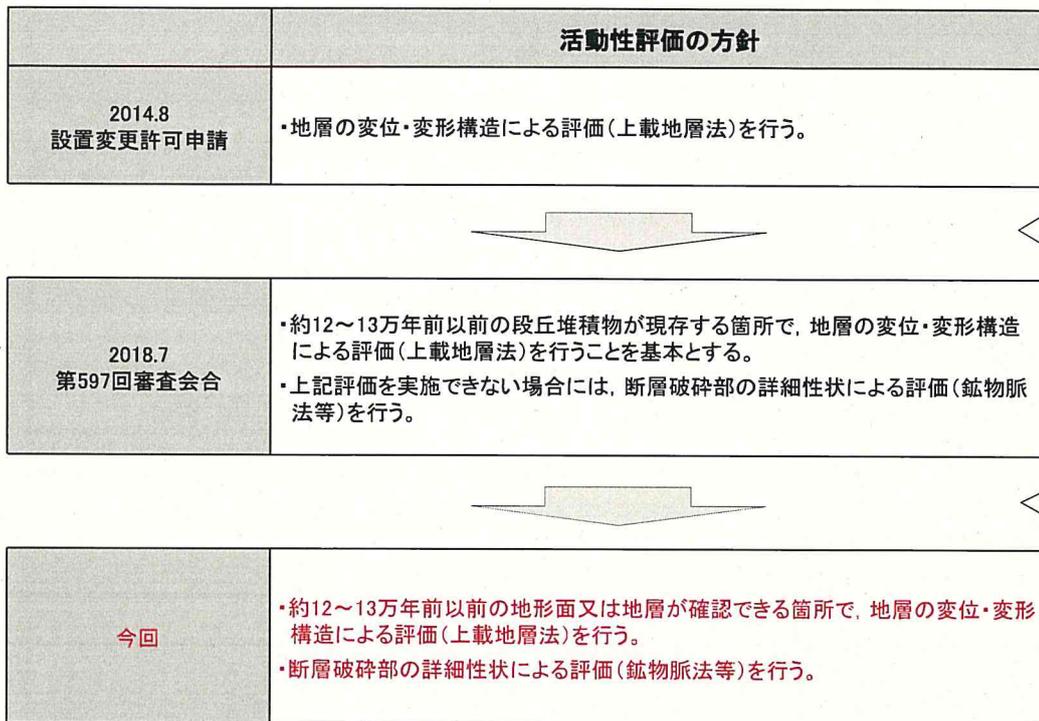
・ 第671回審査会合で提出したデータ集1～9は、補足資料として取りまとめた(下表)。

第671回審査会合のデータ集と今回の補足資料・データ集との対応表	
第671回審査会合	今回
データ集1 「能登半島の地質・地質構造に関する文献調査」	補足資料1
データ集2 「調査手法」	補足資料1, 2, 5
データ集3 「露頭調査結果」	補足資料2, 5
データ集4 「固結した破砕部と岩盤の針入り試験結果」	補足資料5
データ集5 「破砕部性状一覧表」	補足資料2, 5
データ集6 「断層端部の調査結果」	補足資料2
データ集7 「断層分布(陸域)の水平方向・深度方向のデータ」	補足資料2, 5
データ集8 「X線回折分析結果」	補足資料2
データ集9 「運動方向調査結果」	補足資料2
データ集10 「ボーリング柱状図」	データ集1
データ集11 「コア写真」	データ集2
データ集12 「BHTV」	データ集3

・ データ集1, 2, 3については、第671回審査会合以降、新たに追加したものを今回提出。

6

- 設置変更許可申請時は、上載地層法のみで活動性評価を実施していた。
- 第597回審査会合において、上載地層が現存しない箇所での評価が必要となったことから、鉬物脈法等による評価を行うこととした。
- 今回、多面的に活動性評価を行う観点から、上載地層の有無に関わらず、鉬物脈法等による評価を行うこととした。



変更理由

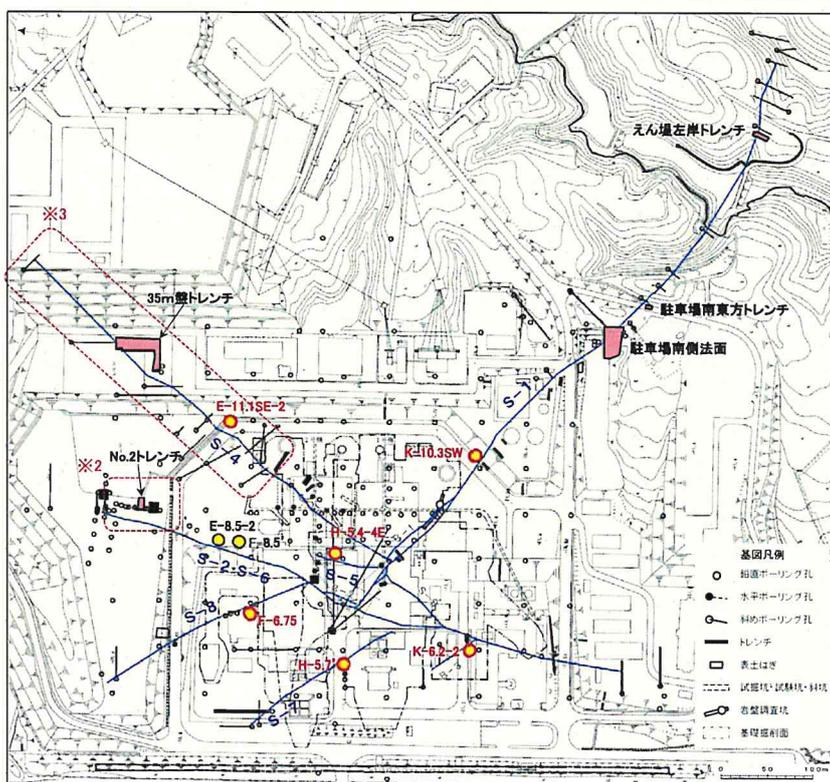
- ・上載地層法では、より明確なデータ(直接確認できる露頭等)を優先する考えから、「約12~13万年前以前の段丘堆積物が現存する箇所」で行うことを基本とした。
- ・上載地層が現存しない箇所では、「鉬物脈法等」を行うこととした。

変更理由

- ・上載地層法については、「現存する箇所」を「確認できる箇所」として、表現を適正化した。
- ・より多くのデータから活動性評価を行う観点から、上載地層の有無に関わらず、鉬物脈法等による評価を行うこととした。

## 敷地(陸域)の評価対象断層の活動性評価のポイント

- 約12~13万年前以前の地層が確認できたS-1, S-2・S-6, S-4について、上載地層法による評価を実施した。
- 変質鉬物の生成年代に関する詳細な検討を行い、6Ma(6百万年前)以前に生成されたと評価した変質鉬物を用いて、全ての評価対象断層に対して、鉬物脈法による評価を実施した。



活動性評価に関する調査位置図

赤字: 第597回審査会合以降の追加検討

各断層の活動性評価

評価対象断層	上載地層法※4	鉬物脈法※5
S-1※1	3地点	1地点
S-2・S-6※1, ※2	1地点	2地点+1地点
S-4※3	1地点	1地点
S-5	—	1地点
S-7	—	1地点
S-8	—	1地点

※1: S-1, S-2・S-6の有識者会合の評価については、当該評価の内容及び当社評価と異なる点に関して検討を行った(P.300~357)。

※2: ボーリング調査により、S-2・S-6北部の連続性を確認した(P.82~87)。

※3: ボーリング調査等により、S-4北東部への連続性及び北東端を確認した(P.72~81)。

※4: 現在の海岸の追加観察や文献調査により、海成堆積物の判断根拠を明確化し、その妥当性を補強した(P.98~144)。

※5: 敷地で確認される変質鉬物(イライト/スメクタイト混合層, オパールCT)について、生成年代に関する詳細な検討を行った(P.147~161)。

凡例

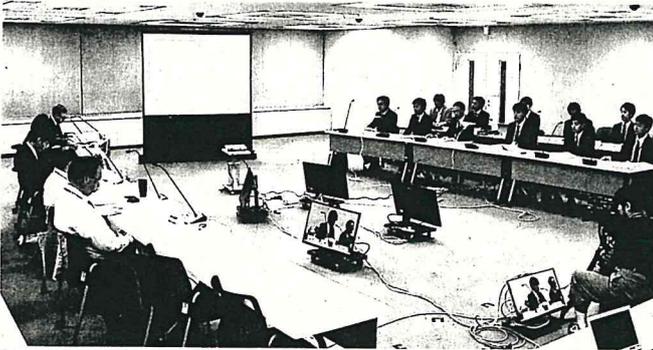
— 評価対象断層(EL-4.7mでの位置)

【活動性評価地点】

- 上載地層法
- 鉬物脈法 (第597回審査会合時までの取得箇所)
- 鉬物脈法 (第597回審査会合以降の取得箇所)

# 陸側6本の活動性否定

## 北電 新データで主張



北電が志賀原発の敷地内断層の活動性を否定した審査会合  
＝都内



## 志賀原発の敷地内断層

10/26 北國(5)

原子力規制委員会は25日、志賀原発2号機再稼働の前提となる新規基準への適合性に関する審査会合を都内で開いた。北陸電力は原発敷地内を通る陸側6本の断層について、新たに鉾物脈のデータを加え、新規基準まで12万～13万年前以降に動いたと定義される活断層ではないと主張。規制委は鉾物脈が形成された過程の詳しい説明を求め、断層の議論が本格化した。

### 都内で審査会合

陸側の敷地内断層は、1号機の原子炉建屋直下を通る「S-1」、2号機の原子炉建屋直下を通る「S-4」、1・2号機のタービン建屋直下を通る「S-2・S-6」など6本。新規

制基準は、活断層の真上に原発の重要施設を設置することを禁じている。北電は、6本の断層では鉾物脈が断層を横切っていることを写真やスケッチで説明。鉾物脈は600万年以上前に形成され、ずれることなく断層を横断している

## 規制委、詳細説明を要求

ことから、「いずれの断層も活断層と定義される12万～13万年前以降に活動していない」と主張した。さらに「S-1」「S-2・S-6」「S-4」の3本については、断層の上に堆積した地層の年代から、断層の活動年代を推定する「上載地層法」の分析結果も示した。3本とも断層の上に堆積した12万～13万年前以前の地層にずれた形跡がないため、活断層ではないと判断するのが妥当とした。

規制委は断層を鉾物脈が横断している状況について、断層が生じ、鉾物脈が形成され、断層を横断した過程を詳しく説明するよう指示した。規制委の有識者会合で「活動したと解釈するのが合理的」との見解が出た「S-1」に関しては、海側の地点とさらに詳細なデータの提示を求め

た。北電はS-1の活動性について、陸側の3地点を上載地層、1地点を鉾物脈で調査した。有識者会合の見解の根拠となった1号機建設時のトレンチ（試掘溝）は現存しないため、規制委の担当者は終了後、「トレンチが現存せず、これ以上の議論は水掛け論になるので、反対の海側もきちっと見ておきたい」と述べた。北電は昨年9月の審査会合でデータ不足を規制委から厳しく指摘された。規制委の担当者は「分厚い資料が出てきたのでデータは取っているだろう。かなり準備しているのではないか」との認識を示した。石黒伸彦副社長は「一定の理解を得られ、非常に心強い」と安堵の表情を浮かべ、追加のデータ提出は「早急に資料に織り込んで説明したい」と述べた。

2号機の審査会合は今後、原発の海岸部について評価対象の断層の選定に取り掛かり、11月に規制委への説明を始める予定。原発周辺の断層に関する説明も来年1月から始める。陸側と海岸部、原発周辺の断層の審査は並行して進める。